

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第22号

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例

秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例（昭和32年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「43,000円」を「45,500円」に、「35,000円」および「32,500円」を「37,000円」に、「30,000円」を「36,500円」に、「10,000円」を「12,100円」に、「5,000円」を「6,000円」に改める。・

別表第2災害の防御および救助活動に従事した場合の項を次のように改める。

災害に係る 職務に従事 した場合	災害の防御および救助 活動に従事した場合	4 時間以上 の場合	8,000円
		4 時間未満 の場合	4,000円
	その他の場合		1,000円

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。